

平成 23 年度

新築住宅への太陽熱新技術等提案事業

公 募 要 項

公募期間

平成23年7月8日（金）～8月5日（金）

平成 23 年 7 月

東京都 環境局 都市地球環境部

目次

| | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 事業の概要 | 1 |
| | （1）背景及び目的 | 1 |
| | （2）本事業の特徴及びスケジュール | 1 |
| 2 | 応募の要件 | 2 |
| | （1）申請の要件 | 2 |
| | （2）申請者の要件 | 2 |
| 3 | 提出期間、提出方法及び提出先 | 3 |
| | （1）提出期間 | 3 |
| | （2）申請書類の提出方法及び提出先 | 3 |
| 4 | 応募方法 | 4 |
| | （1）提出に必要な書類の作成 | 4 |
| | （2）申請書類に関する注意事項 | 4 |
| 5 | 審査について | 5 |
| | （1）審査方法 | 5 |
| | （2）審査基準 | 5 |
| | （3）審査結果の通知及び公表 | 5 |
| | （4）その他の留意事項 | 5 |
| 6 | 機密の保持 | 6 |
| | （1）提出物の管理 | 6 |
| | （2）応募情報の取扱い | 6 |
| 7 | その他 | 6 |
| 8 | 問合せ先 | 6 |
| | □関連資料：申請書類（様式） | 7 |

1 事業の概要

(1) 背景及び目的

東京都では財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）と連携し、平成 21 年度及び平成 22 年度において、都内の住宅用太陽エネルギー利用機器を設置するための補助事業を行い、太陽光発電システムについては 19,000 件程度の申請実績があったのに対し、太陽熱利用システムは 360 件程度となりました。

太陽熱利用システムは、太陽放射エネルギーを熱に変換する効率が高く、太陽光発電システムと比較しパネルの設置面積が少ないために都心の狭小住宅でも導入しやすいことなどの理由から利用可能性が高い反面、認知度の低さや、貯湯タンクを屋根に置く場合は建物へ負担がかかることや見栄えが良くないことなどの理由から、一部の買い替え需要はあっても新築住宅への導入がほとんど進んでいない状況です。太陽熱利用システムの飛躍的な普及を図るには、新築住宅に太陽熱利用システムを設置する住宅の建築を業として行う建築主（以下「住宅事業建築主」という。）等と連携し、新たな太陽熱利用システムの市場を形成していくことが重要です。

新築住宅への太陽熱新技術等提案事業（以下「本事業」という。）は、都内の温室効果ガス削減を促進するため、新規住宅に設置する太陽熱利用システムについて、新規性や先進性のある施工方法又は機器に関する技術又は工夫（以下「新たな施工技術等」という。）を含むシステムを採択し、公表するとともに、平成 23 年度後半に創設予定の補助事業において支援していくことを目的としています。

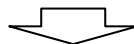
(2) 本事業の特徴及びスケジュール

本事業に申請があった太陽熱利用システムは、次に示すスケジュールで審査及び採択し、採択された太陽熱利用システムは、公社が平成 23 年度後半に創設予定の新築住宅向け太陽熱利用の補助事業において補助対象システムとして採用します。

採択された新たな施工技術等を含む太陽熱利用システムを都内の新築住宅に設置する住宅供給事業者は、平成 23 年度から平成 27 年度までの期間に補助金交付の申請ができ、公社の予算の範囲内で補助金の交付を受けることができますようになります。また、東京都は太陽熱の利用拡大を図るため、採択された新たな施工技術等を広く公表していきます。

【スケジュール】

| | |
|----------------------|----------------|
| 平成 23 年 7 月 8 日（金曜日） | 公募開始 |
| 8 月 5 日（金曜日） | 公募締め切り |
| 8 月及び 9 月（予定） | 審査（審査委員会による審査） |
| 10 月（予定） | 採択結果の公表 |



本事業で採択された「新たな施工技術等」を含む太陽熱利用システムは、公社が実施する補助事業において支援

2 応募の要件

(1) 申請の要件

本事業では次の3つの要件を全て満たす「新たな施工技術等」を申請の対象とします。

【要件】

- ① 実用段階にある「新たな施工技術等*1」が含まれた太陽熱利用システムであること。
- ② 住宅への設置が可能な太陽熱利用システムであること。
- ③ 太陽集熱器（液体式又は空気集熱式）*2を使用した太陽熱利用システムであること。

*1 「新たな施工技術等」とは

次のような新規性や先進性のある施工方法又は機器に関する技術又は工夫を指します。

- 太陽熱利用システムにより発生したエネルギーの新たな利用方法に関する技術又は工夫
- 太陽熱利用システムのデザイン性への配慮に関する技術又は工夫
- 太陽熱利用システムのCO₂削減に関する技術又は工夫
- 太陽熱利用システムの費用対効果の向上に関する技術又は工夫
- 太陽熱利用システムのアフターサービスの充実、料金徴収方法の簡素化等に関する技術又は工夫 など

なお、本事業は、新築住宅への適用を念頭においているため、既築住宅への太陽熱利用システムの後付改修に限定された施工技術等は対象にしていません。

*2 「太陽集熱器（液体式又は空気集熱式）」とは

太陽集熱器は、太陽放射エネルギーを吸収して熱エネルギーに変換する集熱体を備えた機器で、集熱媒体（太陽集熱器から蓄熱槽又は熱利用システムに熱エネルギーを運ぶ媒体）に水若しくは不凍液などの液体又は空気を用いているものを指します。

太陽集熱器と太陽光発電など他の再生可能エネルギー利用機器とのハイブリッドシステムも申請対象にしています。この場合、システム全体のデザイン性や使われ方などを審査した上で、太陽熱利用システムの部分が本事業の適用対象範囲となります。

(2) 申請者の要件

本事業では、次の3つのいずれかの要件に該当する法人格を有する企業を申請者とします。

【要件】

- ① 新築の住宅（共同住宅、戸建住宅）の建築を業として行うデベロッパー、ハウスメーカー、パワービルダー、工務店などの住宅事業建築主
- ② 新築の住宅に太陽熱利用システムを供給する太陽熱機器メーカー
- ③ 太陽熱利用システムを含む新築住宅を設計する建築設計事務所

3 提出期間、提出方法及び提出先

(1) 提出期間

平成23年7月8日（金曜日）から同年8月5日（金曜日）午後5時まで（必着）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 申請書類の提出方法及び提出先

申請書類は、次の提出先に、持参 又は 書留による郵送等（配達記録付き郵便又は宅配便）により提出してください。

注）郵送の場合は、封筒に「新築住宅への太陽熱新技術等提案事業に係る提出書類在中」と記載してください。

【提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎8階
東京都 環境局 都市地球環境部計画調整課 再生可能エネルギー推進係
高野（たかの）宛
電話番号：03-5388-3533（直通） ファクシミリ番号：03-5388-1380

4 応募方法

(1) 提出に必要な書類の作成

次の申請書類（①から⑥まで）を作成して提出してください。申請書（①から④まで）は「申請書の様式及び記入要領」に沿って作成してください。

様式は次の環境局ホームページからダウンロードできます。

(環境局ホームページ URL :

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/renewable_energy/solar_energy/sunrise.html)

| | |
|------------------------------|----|
| ①申請書[表紙] | 2部 |
| ②申請書[概要] | 2部 |
| ③申請書[本文] | 2部 |
| ④申請書[関連資料] | 2部 |
| ⑤申請者の本人登記簿謄本 | 2部 |
| ⑥CD-R (②の電子データを保存したもの) | 1式 |

注1) 申請書[表紙]は、原本及び写しを1部ずつ提出してください。

注2) CD-Rの電子データはワード又はエクセルファイルで提出してください。

注3) 申請書類は、「A4判」で「クリップ止め」で提出してください。

(2) 申請書類に関する注意事項

提出された書類等は返却致しませんのであらかじめ御了承ください。

5 審査について

(1) 審査方法

申請書は、外部の学識経験者、東京都及び公社で構成する審査委員会において審査を行います。審査の過程で必要に応じて資料内容の確認や追加等をお願いする場合があります。

採択する案件（「新たな施工技術等」を含む太陽熱利用システム）は、審査委員会において、次に定める審査基準等により審査を行い、最終的に決定します。案件の選定は、非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問合せには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

提案された太陽熱利用システムを次の基準で審査します。

- エネルギーの利用方法に関し新規性や先進性のあること
- デザイン性への配慮の程度が高いこと
- CO₂削減効果の程度が高いこと
- 太陽熱の利用により費用対効果（経済性）が高いこと
- 普及拡大に繋がるアフターサービスの充実や料金徴収が簡素化などの程度が高いこと
- その他（利便性が高いこと、防災への配慮の程度が高いこと、等）

(3) 審査結果の通知及び公表

① 審査結果の公表等

採択、不採択にかかわらず、その結果を申請者に対して通知します。採択された太陽熱利用の新たな施工技術等については、その内容とともに申請者の名称を東京都のホームページ等で公表します。

② 審査委員の氏名の公表

当該審査委員の氏名については、①の採択結果の公表時に併せて公表するものとします。

③ 附帯条件

採択に当たって附帯条件がある場合、通知文に明記することがあります。

(4) その他の留意事項

申請書類の審査に当たって、内容等についての確認及び追加資料の提出をお願いする場合があります。

6 機密の保持

(1) 提出物の管理

- ・申請書類等は、本事業の審査及び採択のためのみに用い、東京都で厳重に管理します。また、取得した情報は、本事業の目的以外で利用することはありません。ただし、法令等により提供が求められた場合は除きます。
- ・審査の実施に当たり申請書類の写しを審査委員に郵送で送付することがありますのであらかじめ御了承ください。
- ・本事業で採択された新たな施工技術等を含む太陽熱利用システムについては、東京都、機器メーカー、住宅関連企業等で構成される太陽熱利用促進協議会で公表するとともに、採択された申請者には協議会の場で説明等の協力を求めます。

(2) 応募情報の取扱い

- ・採択された「新たな施工技術等を含む太陽熱利用システム」については、都が開催するセミナー、シンポジウム等や都が発行する書物（事例集）に利用するとともに公表します。

7 その他

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

8 問合せ先

本事業に関する問合せは、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に次の担当者まで御連絡ください。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

【委託事業者】（公募手続きに関するお問い合わせ）

〒171-0033 東京都豊島区高田二丁目17番22号 目白中野ビル6F
(株)エックス都市研究所 サステイナブルデザイン部 温暖化対策事業チーム
担当：河野、関家
電話番号：03-5956-7518 ファクシミリ番号：03-5956-7523

【東京都】（都の太陽熱施策に関するお問い合わせ）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎8階
東京都 環境局 都市地球環境部計画調整課 再生可能エネルギー推進係
高野（たかの）
電話番号：03-5388-3533（直通） ファクシミリ番号：03-5388-1380